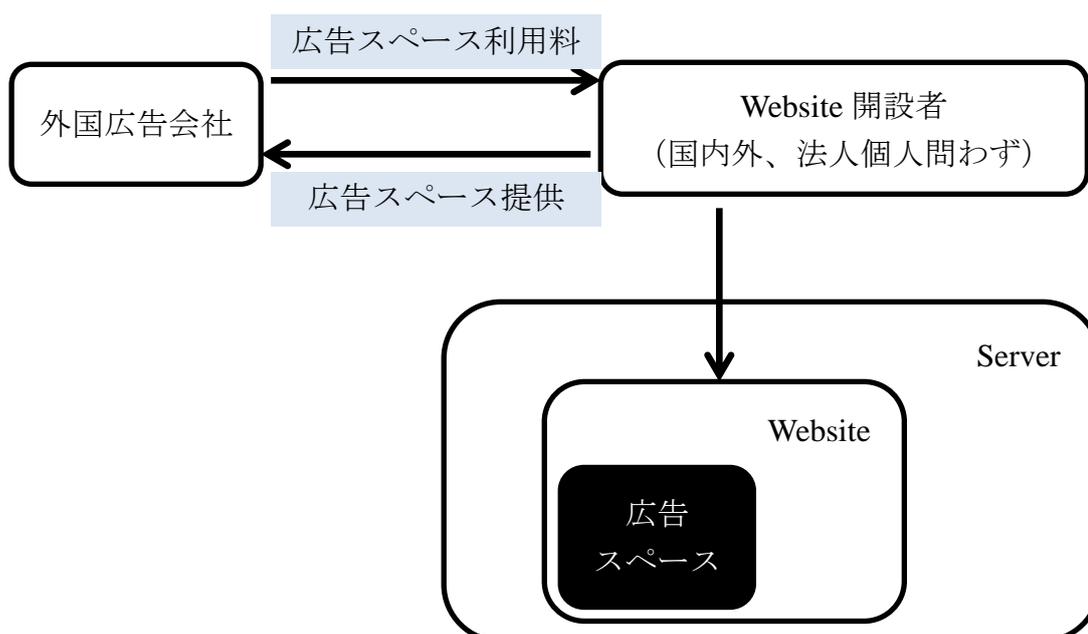


事例2 インターネット広告業者に対し、国際的な広告関連取引における消費税分析を通じて、ビジネススキームに関するアドバイスをを行った事例

インターネット上の広告業者が、顧客である広告主の広告を掲載するためのウェブサイト上のスペースを確保するため、ウェブサイト開設者との間で行う取引に係る消費税の分析に係る事例

<事案>



<論点>

Website 開設者が広告会社に対して広告スペースを提供する取引は、消費税課税取引に当たるのか。

<アドバイス>

1 結論

Server が国内にあれば、消費税課税取引に当たる。

2 理由

課税取引該当性の要件及び各要件該当性の判断は以下の通り（消費税法4条1項、2条1項8号）となる。

- ① 国内において行うものであること
→Server が国内にあれば要件該当。
- ② 事業者が事業として行うものであること
→要件該当。

- ③ 対価を得て行うものであること
→要件該当。
- ④ 資産の譲渡、資産の貸付け、又は役務の提供であること
→ 広告スペースに広告を掲載し、閲覧者の閲覧に供する、という
情報処理役務の提供にあたるから、要件該当。